

東京都児童福祉審議会答申・意見具申等一覧

(平成元年度以降)

年度	件名	種類	年月日	内容
平成元	「多様化する保育需要に対応するための総合的保育施策について」 (平成元. 5. 26 諮問)	中間答申	元. 11. 28	乳児保育については、産後休暇終了後からの保育の実施及び需要に即した保育時間を認可保育所でさらに推進すべきである。産後休暇終了後からの保育の実施について、公立保育所はこれまで以上に努力すべきであり、また私立保育所には年間をとおして保育が円滑にできるように、経営面の配慮等を講ずる必要があると中間答申。
2		最終答申	2. 11. 27	女性の就労形態、就労時間の多様化及び地域における子育て支援等の需要に対応するため、乳児保育（中間答申事項）、夜型延長保育（需要に対応した制度の創設）と深夜保育（ベビーホテル利用者の実態調査を踏まえ、対応策の検討）、保育所機能の地域への活用（子育てセンターとして地域住民への養育支援）、民間保育所の安定的経営（福祉人材の確保等）保育室と家庭福祉員の今後の位置づけなどについて、新たな保育施策を展開するよう答申。
4	「子育て支援のための新たな児童福祉・母子保健施策のあり方について」 (平成3. 3. 11 諮問)	答申	4. 11. 4	施策の展開に当たっての基本的な視点として、健やかに子どもを産み育てる環境づくりの推進、児童福祉と母子保健及び関連分野との連携、都と区市町村における施策の展開を挙げている。新たな施策のあり方として、子育ての支援のためのネットワークの形成、児童福祉施設を利用したショートステイ事業等の実施、児童相談所の専門的役割の確保と職員の資質向上。母子保健では、性教育の充実、親性の育成等について。また、児童虐待の防止について取り組む必要があると答申。
6	「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進に向けて」	意見具申 (中間)	6. 8. 18	地域において子どもと家庭のニーズに総合的かつきめ細やかに対応できるような「子ども家庭支援システム」を構築する必要があることを指摘し、その核として、区市町村に1か所程度の「子ども家庭支援センター」を設置すべきことを提言。当センターは、①総合相談、②在宅福祉サービス提供、③サービスの調整、④地域組織化の4つの機能を持つ。

年度	件名	種類	年月日	内容
6	「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを」	意見具申 (最終)	7. 3. 15	「子ども家庭支援システム」を具体化するための方策として、①区市町村が、「地域子ども家庭支援計画（仮称）」を策定して、地域で多様なサービスを提供できる体制を整備すること、②児童福祉施設等が地域の子どもと家庭を支援するために新たなサービスを積極的に展開していくことが必要である。また、不登校や児童虐待など深刻化する児童問題への対応として、専門的な対応ができるよう、都の専門機関の体制を強化していく必要がある。
8	「地域における子ども家庭支援システムの具現化について」	意見具申 (中間)	8. 11. 22	子ども家庭行政は、従来のいわゆる措置・保護行政から脱却し、子どもや家庭を総合的にとらえて展開していく必要がある。区市町村が、家庭支援センターを整備していく際には、概ね人口 10 万人に 1 か所程度の設置が適当である。また、他の施設の特性を生かしながら併設していくことが考えられる。児童相談所と子ども家庭センターについては、それぞれの役割と機能を明確にして整備する必要がある。
10	「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」	意見具申	10. 7. 30	虐待や体罰に見られるように、権利を保障すべき立場の大人が、子どもの権利を侵害している事実を重く受け止め、大人が子どもの権利条約の主旨を十分理解し、権利保障の担い手となるよう意識を変えていく必要がある。都の広報媒体を活用したり、都民を対象とした講演会やシンポジウムなどにより、積極的に子どもの権利に対する理解を広げることや、本審議会の意見具申の内容をわかりやすく解説したものを都民用と子ども用に分けて作成し、周知することなども検討すべきである。
11	「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な施策のあり方について」	意見具申	11. 11. 17	家族形態が多様化する中でひとり親家庭を家族の一形態だと明確にした。自立支援の基本である保育サービス等の一般的な社会サービスを充実することにより、多くのひとり親家庭は、自立が可能である。しかし両親家庭に比べ、自立性や安定性を欠きやすい面があり、ひとり親家庭固有の課題への対応が必要である。また夫等からの暴力など危機的な状況にある家庭への支援策も必要で、支援に当たってはファミリーソーシャルワークの展開について検討する必要がある。

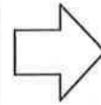
年度	件名	種類	年月日	内容
13	「地域における子ども家庭支援のネットワークづくりー区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開についてー」	意見具申	13. 11. 20	深刻化する子どもと家庭の問題に対しては、住民の身近な地域社会の中で、問題の発生予防を視野に入れ、継続的な関係を築きながら解決を図っていくことが重要として、これからの地域における子ども家庭支援のネットワークづくりを提言。区市町村における子ども家庭支援の総合窓口となるべき子ども家庭支援センターの相談・支援の機能整備や関係機関とのネットワーク体制の構築が今後の課題であり、子ども家庭支援センターが地域の関係機関とのネットワークの核となり、ファミリーソーシャルワークの実践を展開していくことが重要。
15	「都市型保育サービスへの転換と福祉改革ー選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けてー」	意見具申 (中間)	15. 8. 1	核家族化や女性の社会進出が進む中、家庭での養育力が弱まり、地域における子育て支援の必要性や保育需要が増大。多様化する大都市特有の保育需要（都市型保育ニーズ）に対応するためには、硬直的・画一的な既存の保育システムを見直し、新たに構築し直すことが必要と提言。すべての子育て家庭を対象に子育て支援サービスを充実させる中で、保育施策も新たな視点から見直し、必要な人が、いつでも、適正な負担で、質の高い保育サービスを選択し、利用できるようにすることが大切。そのためには、多様な事業者の参入と直接契約制度の導入、利用者が安心してサービスを選択できる仕組みづくりが必要。
16		意見具申 (最終)	16. 5. 6	すべての子育て家庭に何らかの保育サービスが必要だとの考え方に立ち、利用者本位の保育サービスを提供できる新たな保育制度のあり方を提言。具体的にはまず、認可保育所改革のために、「保育に欠ける」要件の見直し、直接契約制度の導入、多様な運営主体の参入に向けた規制緩和の3つを国に提案要求すべき。さらに、都自らは、認証保育所の推進、保育サービスの質の向上、量の拡大、区市町村に対する補助制度改革の4つを進めるべき。また、社会全体で子育てを支援するためには、労働環境の整備、保育サービスを含む子育て支援施策の充実、高齢者分野から子ども家庭分野への財源のシフトが必要。

年度	件名	種類	年月日	内容
17	「少子社会の進展と子どもたちの自立支援－社会的養護の下に育つ子どもたちの自立支援－」	提言 (中間)	17.8.31	社会的養護の下に育つ子どもたちが、困難な状況下にあっても「生きる力」を身につけ、経済的に自立し、社会人として立ち立つまでの継続的支援を提言。家庭的養護の推進や施設本園の改革、経済的自立の基盤となる就労に向けた支援を強化すべき。また、自立後も継続的に支援する仕組みを構築すべき。
18	「少子社会の進展と子どもたちの自立支援－世代を超えて共に育ち合う都市をめざして－」	提言 (最終)	18.6.22	現代社会における「自立」とは何か、自立をはぐくむためにどのような環境を整えることが望ましいかを提言。自立とは成長していくプロセスを含むものであり、そのプロセスを支える基礎となる5つの要素を明確化。世代を超えて循環する「育ち」という考え方の重要性を提起。自立支援の基本的視点と「妊娠期」「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」の5つのライフステージ区分に応じた自立支援のポイントと施策の方向性を明示。
20	「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について－虐待を受けた子どもたちへの治療的ケア体制の構築に向けて－」	提言	20.8.7	近年の子ども虐待の深刻化に伴い、社会的養護をとりまく状況は大きく変化。現在の東京都の児童福祉施設は、虐待を受けて心に深い傷を抱えている子どもたちに、十分に対応できるケア体制にはなっていない。また、施設の職員に対して適切なケアを行うためのスキルアップの機会が十分に用意されていない。虐待を受けた子どもたちへのケア体制のあり方や社会的養護を担う人材の育成等について具体的な施策の方向性を提言。
24	「虐待から子どもたちを守るために－地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて－」	提言	24.9.11	児童虐待の相談件数が増加を続け、深刻な虐待事例も後を絶たない状況を踏まえ、地域において関係諸機関が全体として児童虐待防止に向けた対応力を強化することが不可欠であるとしている。「地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」、「地域の関係諸機関連携の強化による支援体制の充実」、「相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化」を3つの柱として、具体的な施策の方向性を提言。

東京都児童福祉審議会提言【概要説明資料】 虐待から子どもたちを守るために一地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて一

現状

- ・児童虐待防止法施行以降、虐待相談件数は増加の一途
- ・対応が困難な事例の増加（一時保護など法的対応の増加）



- ・地域・関係諸機関による虐待の未然防止、早期発見・早期対応、支援の取組を強化
- ・児童相談所や子ども家庭支援センターは、質・量ともに体制強化が不可欠

地域・関係諸機関における取組と課題

1 虐待の早期発見・未然防止策について

- (1) 早期発見に向けた取組
 - ・母子保健事業の活用が非常に有効であり工夫が必要
 - ・子育て支援サービスの場合「虐待を早期に発見しやすいこと」を再認識すべき
- (2) 虐待の未然防止策
 - (虐待ハイリスク群への支援) 子ども家庭支援センターが、子育て支援サービスを活用して支援し、リスクを低減することが必要
 - (育児不安群への支援) 子育て支援サービスのさらなる充実が必要
- (3) ひとり親家庭への支援・女性福祉の視点
 - ・心身の負担感が大きく、子育ての悩みも多いひとり親家庭への支援が必要
- (4) 地域における理解促進
 - ・通告先を知らない都民が7割。「一人ひとりに何ができるのか」という視点が必要

2 関係機関連携について

- (1) 要保護児童対策地域協議会
 - ・民間団体を含めて地域全体での連携した取組を一層強化する必要
 - ・子ども家庭支援センターは、「調整機関」として、高い専門性が必要
- (2) 児童相談所と子ども家庭支援センター
 - ・ケースの見通しやリスク評価、援助方針について両者間の一部に乖離
- (3) 医療・教育分野
 - (医療機関) 二次・三次医療機関の組織体制整備が必要
 - (教育機関) 関係諸機関との連携を深める必要

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの機能の強化

- (1) 児童相談所
 - (体制強化) ・熱意のある職員を多方面から確保、育成することが重要
 - ・虐待相談の急増により、児童福祉司、児童心理司の業務も増大
 - (人材育成) ・団塊世代の大量退職等により、相談援助スキルの継承が困難
- (2) 子ども家庭支援センター
 - ・困難な在宅ケースの対応には高い専門性も必要。区市町村の対応力に少なからず差異が見られる状況
 - ・組織の核となる基幹職員の育成が課題

地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けた提言

1 地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進

- 【提言1】** 母子保健サービス等を通じた早期発見・支援の充実
 - ・妊娠届出や妊婦健康診査の受診促進などを包括補助事業等を活用して支援
 - ・区市町村の子育て支援サービス担当職員の早期発見・早期支援のための研修の充実
- 【提言2】** 在宅の要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入的支援の充実
 - ・「虐待防止支援モデルプラン」を作成し、区市町村に研修等を通じて還元
- 【提言3】** 育児不安群への支援の充実
 - ・子育て支援サービスの場合における保護者への支援策の拡充
- 【提言4】** ひとり親家庭への支援の充実
 - ・区市町村のひとり親家庭相談体制の強化等、支援サービスの充実
- 【提言5】** 児童虐待防止の普及啓発の強化
 - ・区市町村と一層連携し、「オレンジリボンキャンペーン」の推進に注力

2 地域の関係機関連携の強化による支援体制の充実

- 【提言1】** 隙間のないネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の強化）
 - ・NPOや地元の病院等を構成機関とするよう努力
 - ・「特定妊婦」、「就学前の子ども」など、対象ごとに実務者会議を開催するなどの創意工夫も必要
 - ・模擬会議などの実践的な研修を行うことも有効
- 【提言2】** 児童相談所と子ども家庭支援センターの協働体制の強化
 - ・「共有ガイドライン」の作成と「東京ルール」の見直し
 - ・演習型の合同研修、事例検討と検討結果の有効活用
 - ・センター職員の児童相談所への長期派遣、児童相談所基幹職員によるセンターへの支援
- 【提言3】** 医療、教育部門の対応力強化と相談援助部門との連携強化
 - ・医療機関に対してCAPS設置のための強い働きかけが必要
 - ・スクールソーシャルワーカーは設置地区の拡大を目指す

3 相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化

- (1) 児童相談所
 - 【提言1】** 総合力のさらなる向上に向けた人材育成の強化
 - ・OBの活用、OJT、Off-JTを組み合わせた研修、演習型研修の充実
 - 【提言2】** ノウハウを有する人材の登用と効率的な組織運営の検討
 - ・福祉職やキャリアを有する者の採用など、多様な確保策を組み合わせ計画的・継続的な採用を
 - 【提言3】** 児童福祉司、児童心理司の体制強化
 - ・相談援助機能の中核を担う児童福祉司・児童心理司の増員を図るなど体制強化を検討
- (2) 子ども家庭支援センター
 - 【提言1】** 虐待対応力のためのさらなる体制強化
 - ・虐待対策コーディネーターの配置などの体制強化、スキルアップ研修の充実